

「保護預り約款」新旧対照表

平成27年12月12日

(下線部分変更)

新	旧
<p><u>第6条</u> お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。） <u>その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第6条の2</u>（当社への届出事項） 1.当社顧客カード上の住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、<u>共通番号</u>等をもって、住所、氏名又は名称、生年月日、<u>共通番号</u>等とします。 2.（省略）</p>	<p><u>第6条</u>（当社への届出事項） 1.当社顧客カード上の住所、氏名等、法人の場合における代表者の氏名等をもって、住所、氏名等とします。 2.（省略）</p>
<p>第14条（届出事項の変更手続き） 1.お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「運転免許証」、「住民票」、「印鑑証明書」等の本人確認書類をご提出又は「<u>個人番号カード</u>」等をご提示願うことがあります。</p>	<p>第14条（届出事項の変更手続き） 1.お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「運転免許証」、「住民票」、「印鑑証明書」等の本人確認書類をご提出願うことがあります。</p>
<p>第17条（解約時の取扱） 1.（省略） 2.保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、</p>	<p>第17条（解約時の取扱） 1.（省略） 2.保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、</p>

新	旧
当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。	当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

以上